

## 第13号議案

芦屋市一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

芦屋市一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成31年2月19日提出

芦屋市長 山 中 健

### 提案理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正に伴い、技術管理者の資格要件を拡大するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年芦屋市条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(技術管理者の資格)</p> <p>第6条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次の各号のいずれかとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 学校教育法に基づく短期大学<u>(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)</u>又は高等専門学校<small>の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した</small><u>(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)</u>後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(7) 学校教育法に基づく短期大学<u>(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)</u>又は高等専門学校<small>の理学、薬学、工学、農学又はこ</small></p>	<p>(技術管理者の資格)</p> <p>第6条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次の各号のいずれかとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(7) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学</p>

改正後	改正前
<p>れらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した（<u>同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。</u>）後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(8)～(11) (略)</p>	<p>工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(8)～(11) (略)</p>

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

## 参 照

### 芦屋市一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正に伴い、技術管理者の資格要件を拡大するため、この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

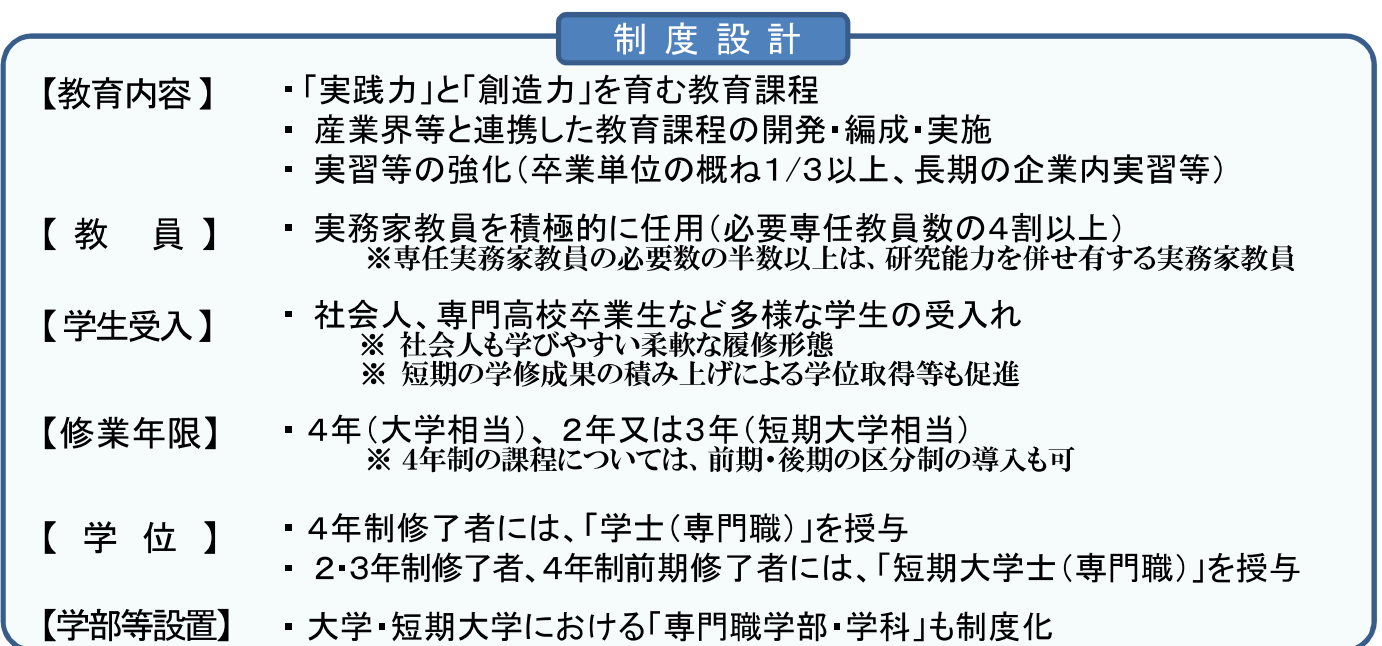
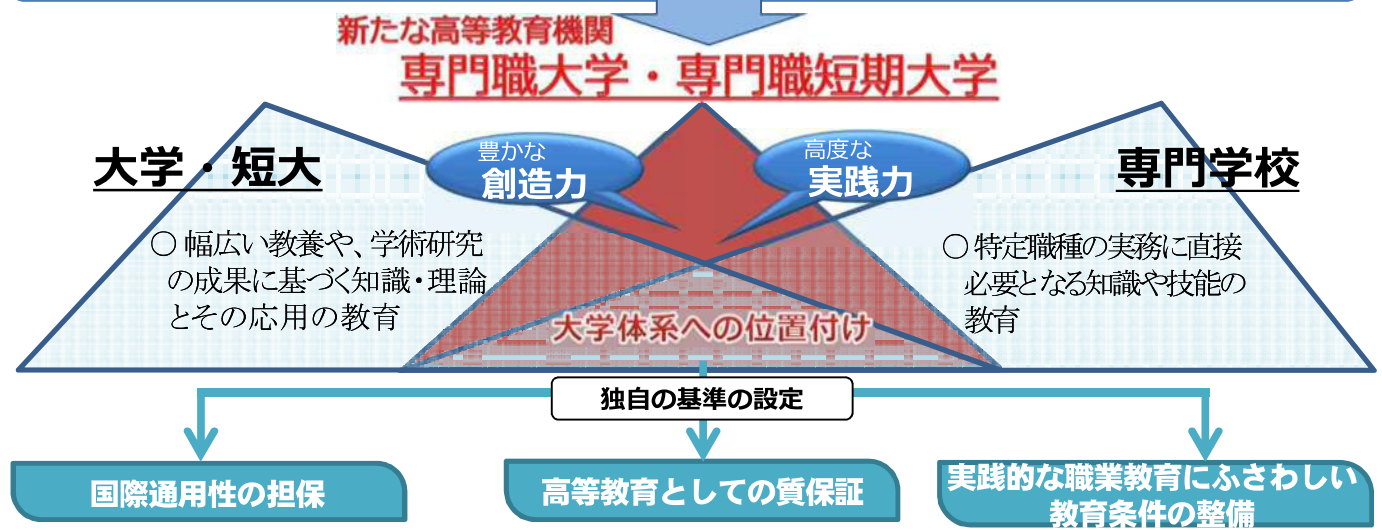
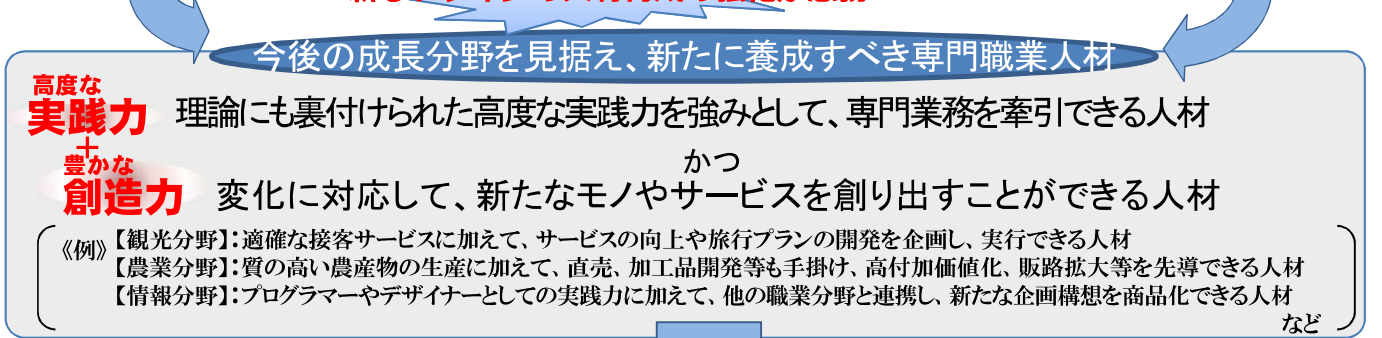
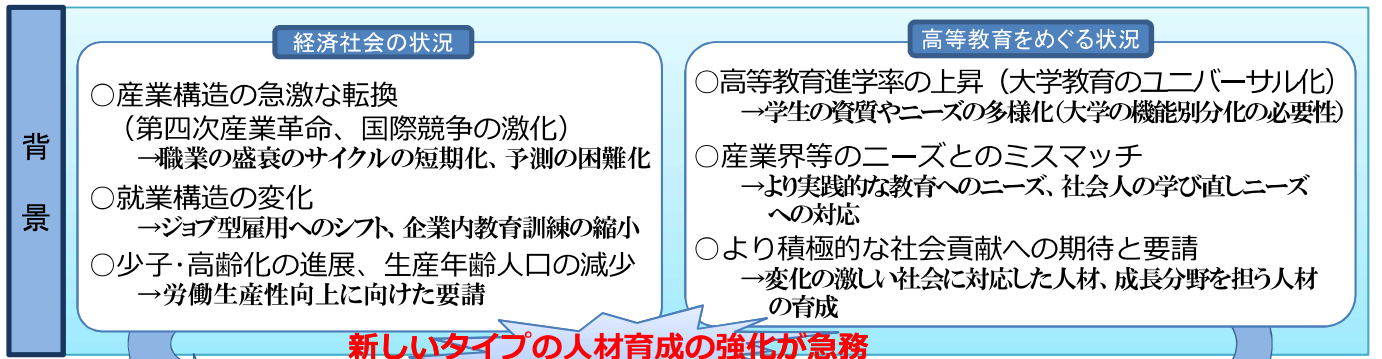
専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として専門職大学の制度が設けられたことに伴い、一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の資格要件に、短期大学の卒業者と同等の教育水準を達成することとなる専門職大学の前期課程の修了者を追加することとする。(第6条関係)

#### 3 施行期日

平成31年4月1日

# 専門職大学・専門職短期大学の制度化について

学校教育法の一部を改正する法律 H29.5.31公布、H31.4.1施行



○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第八条の十七 法第十二条の二第九項の環境省令で定める資格は、次の各号に定める区分に従い、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 感染性産業廃棄物を生ずる事業場</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学若しくは旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十号)に基づく専門学校において医学、薬学、保健学、衛生学若しくは獣医学の課程を修めて卒業した者(当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)又はこれと同等以上の知識を有すると認められる者</p> <p>二 感染性産業廃棄物以外の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場</p> <p>イ・ハ (略)</p> <p>ニ 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校にあつては、土木工学。ホにおいて同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、一年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>ホ 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、五年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>ハ・リ (略)</p>	<p>第八条の十七 法第十二条の二第九項の環境省令で定める資格は、次の各号に定める区分に従い、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 感染性産業廃棄物を生ずる事業場</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学若しくは旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)に基づく専門学校において医学、薬学、保健学、衛生学若しくは獣医学の課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の知識を有すると認められる者</p> <p>二 感染性産業廃棄物以外の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場</p> <p>イ・ハ (略)</p> <p>ニ 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校にあつては、土木工学。ホにおいて同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、一年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>ホ 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、五年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>ハ・リ (略)</p>